

第 6613 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 2日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

**Q**：令和3年の税制改正では、中小企業の経営資源の集約化に資する税制が改正されるとか。どのようになるのですか？

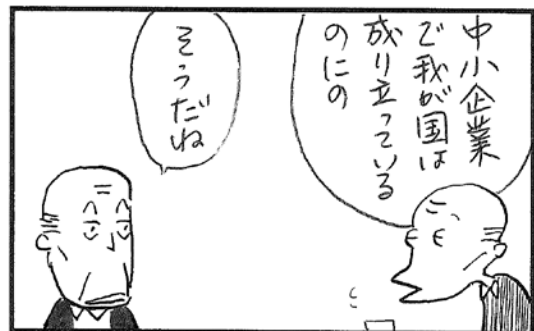
**A**：次のようになります。

### 【解説】

令和3年の税制改正では、中小企業の経営資源の集約化に資する税制が次のように改正されます。

青色申告書を提出する中小企業者が、中小企業経営強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その認定を受けた経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得(購入による取得に限る)をし、かつ、これをその取得日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入することができる。

さらに、同計画に必要な事項を記載して認定を受けた中小企業者は、「中小企業経営強化税制の新たな類型」の適用を可能とし、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定も不要とする。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】